

スタンダード行政法

村上裕章

2021年12月発売/386頁/定価2970円(税込)
A5判/並製



編集
担当者
から

本書は、法学教室2019年4月号(463号)~2021年3月号(486号)で連載していた「スタンダード行政法」の単行本です。

連載中も「簡潔な記述で分かりやすい!」と好評でしたが、書籍化にあたって、細かい表現にまで気を配って修正を重ね、全体的に、さらにシンプルで理解しやすい記述になりました。また、雑誌ではどうしても各回のテーマをバラバラに読んでしまいがちですが、本書では各所に参照(リファレンス)を置き、行政法の全体像を掴みながら読み進めることができるようになっています。

そして最大の変更点は、各章末に「演習問題&解答例」を設けたことです。その章で学んだ内容をすぐにアウトプットすることで、深い理解が得られると思います。また、解答例も掲載されているので、たとえば試験で問われたとき、どのように答えればよいのかを知る一つの手がかりになるはずです。

1冊を読み終えたとき、行政法の全体像がスッキリと理解できているでしょう。是非、お手に取って読んでみてください。(菅野)

Point!

P

見やすいレイアウト・分かりやすい図表で、学習力アップ!

第2節 行政組織の基本原則

SECTION 2

I. 行政機関の意義

行政組織の構成要素が行政機関である。もっとも、「行政機関」という用語は、2つの異なる意味で用いられている。

第1は、行政作用法上の権限行使に着目した概念(作用法的機関概念)で、たとえば国土交通大臣がこれにあたる。IIで述べる行政庁などの行政機関はこの意味である。

第2は、行政事務の配分単位に着目した概念(事務配分的機関概念)で、たとえば国土交通省がこれにあたる。内閣府政務法や国家行政組織法という「行政機関」は、この意味である(≪本書第3章≫)。

両者はまったく異なる概念であり、どちらの意味で用いられているかを明確にしなければ、無用の混乱を招くことになる。

II. 行政機関の種類

作用法的機関概念という行政機関には、①行政庁(行政官庁)、②補助機関、③諮問機関、④参事機関、⑤執行機関がある。

行政庁とは、行政主体のために意思を決定し、外部に表示する権限(処分権限)をもつ機関をいう。府省の大臣(国土交通大臣など)、外務である庁の長(国務府長官など)や委員会(公正取引委員会など)等がこれにあたる。国の行政庁を行政官庁ということがある。

補助機関とは、行政庁を補助する機関をいう。各省の副大臣、政務官、事務次官以下の大半の機関がこれにあたる。

諮問機関とは、行政庁の諮問に応じて答申(法的拘束力がないもの)を述べ機関をいう。法制審議会、税制調査会、原子力委員会などがこれにあたる。

参事機関とは、行政庁の意思決定を拘束する議決を行う機関をいう。電波監理審議会、検察官選考委員会などがこれにあたる。

執行機関とは、行政庁の命令を威力で執行することが認められた機関をいう。警察官、国税徴収職員などがこれにあたる。のちに述べる地方公共団体の「執行機関」(≪本書第4章≫)とはまったく別の概念である。

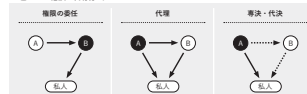
III. 権限の代行方式

処分等の行政権限は、法律で定められた行政庁が、みずから行使するのが原則である。しかし、大臣などの行政庁が、膨大な権限をすべて実際に執行することは、必ずしも容易ではない。そこで、権限の代行方式として、①権限の委任、②代理、③専断・代決が認められている(≪図2-2≫)。

権限の委任とは、行政庁が、その権限の一部を、他の行政機関に委譲することをいう。たとえば、法務大臣が、情報公開請求に対する開示・不開示の決定権限(行政機関の保有する情報の公開に関する法律9条)を、地方支分部局(≪本書第3章4節≫)である法務局長の局長に委任する場合である(同法17条)。その権限は法務局長が自分の名前で行使し、同局長が行った処分としての法的効果を生じる。権限の移転をもたらすため、一般に法律の根拠を要すると解されている。

代理とは、行政庁以外の行政機関が権限を行使し、行政庁が行ったのと同

○ 図2-2 権限の代行方式



● Aは上級機関、Bは下級機関を示す。
● 法的効果の帰属する行政機関を、実質はA(私人)から見た関係も、虚構はB(私人)から見た関係を示す。

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

